

(案)

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第 号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和38年神奈川県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、「、又は市町村」の次に「若しくは児童家庭支援センター（県以外の者が設置するものに限る。以下この条において同じ。）」を、「若しくは保健福祉事務所長」の次に「、神奈川県立総合療育相談センター所長」を、「市町村長」の次に「若しくは児童家庭支援センターの長」を加え、同条第2項中「、社会福祉主事」を「若しくは社会福祉主事」に改め、「市町村長」の次に「若しくは児童家庭支援センター」を加え、同条第3項中「児童委員以外の者」を「知的障害者福祉司又は社会福祉主事」に改め、同条第4項中「児童委員、」を「児童委員若しくは」に改め、「市町村長」の次に「若しくは児童家庭支援センターの長」を加える。

第19号様式の2、第20号様式及び第21号様式中

「
児 童 委 員
神奈川県 保健福祉事務所長
（ 福 祉 事 務 所 長 ） を
市 町 村 長
」

(案)

「
児 童 委 員
神奈川県 保健福祉事務局長
神奈川県立総合療育相談センター所長
福 祉 事 務 所 長
市 町 村 長
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー の 長
」
に改める。

第21号様式の2中「児童記録表」を「児童記録票」に、「9衣類」を「9措置委託に同意する旨の書類 10衣類」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。